

地方消費者行政推進交付金（東日本大震災復興特別会計）交付要綱

平成 27 年 4 月 9 日消教地第 148 号

改正 平成 30 年 3 月 28 日消教地第 123 号

改正 平成 31 年 3 月 28 日消教地第 154 号

（通則）

第 1 地方消費者行政推進交付金（東日本大震災復興特別会計）（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第 2 この交付金は、岩手県、宮城県、及び福島県（以下「被災三県」という。）に設置する消費者行政推進のために必要な経費を交付し、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）を受けて行う消費者の安全・安心の確保に向けた地方公共団体の緊急対応を支援することにより、当該地域の消費者の安全で安心な消費生活の実現に資することを目的とする。

（交付先）

第 3 交付金は、消費者庁長官が被災三県の各県知事に対し、その申請に基づいて交付する。

（交付対象経費）

第 4 交付金は、平成 31 年 3 月 28 日付け消教地第 151 号消費者庁長官通知の別紙「地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づいて被災三県が行う交付金事業に必要な経費を交付の対象とする。

（交付額の算定方法）

第 5 交付金の交付額は、被災三県からの申請内容（各県及び管内市町村等（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）において予定する事業の内容及び支出予定額）を踏まえ、食品等の放射性物質検査、東日本大震災に伴う消費生活相談への対応その他の東日本大震災に伴う緊急対応に係る事業の実施のために必要とする経費について、予算の範囲内で決定する。

（交付申請）

第 6 各県知事は、交付金の交付を受けようとするときは、交付申請書（別紙様式 1）に関係書類を添えて、消費者庁長官が別に定める日までに消費者庁長官に申請するものとする。

- 2 前項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定及び通知）

- 第 7 消費者庁長官は、第 6 の規定による交付申請があったときは、その内容を審査の上、交付金の交付を決定するものとし、交付金の交付を決定したときは、交付金交付決定通知書（別紙様式 2）により、各県知事に通知するものとする。

（申請の取下げ）

- 第 8 各県知事は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 15 日以内にその旨を記載した申請書（別紙様式 3）を消費者庁長官に提出しなければならない。

（交付の条件）

- 第 9 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）交付金事業内容の変更及び経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、その旨を記載した申請書（別紙様式 4）を消費者庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。
- （2）交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- （3）交付金事業を中止し、又は廃止する場合には、その旨を記載した申請書（別紙様式 4）を消費者庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。
- （4）交付金に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
- （5）交付金と交付金事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 5 による調書を作成し、これを交付金事業の完了の日（中止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。
- （6）交付金は善良な管理者の注意をもって管理し、第 2 の目的に反して、基金を支出、処分し、及び担保に供してはならない。
- （7）各県知事は、毎年度交付金事業に係る決算終了後速やかに、別紙様式 6 による交付金事業実施状況報告を消費者庁長官に提出しなければならない。また、交付

金事業の遂行及び支出状況について消費者庁長官の要求があったときは、速やかに別紙様式 6 による交付金事業実施状況報告を消費者庁長官に提出しなければならない。

- (8) 交付金を活用して行われる交付金事業の終了後には、第 2 の目的に沿わない事業に活用せず、交付金の残余额を国庫に返還しなければならない。
- (9) 上記のほか、交付金の管理、運用、支出、交付金事業の実施、精算手続については、実施要領の定めによるところとする。

(事業遅延の報告)

第 10 各県知事は、交付対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別紙様式 7 による事故報告書を消費者庁長官に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 11 この交付金の事業実績報告は、各県における全ての交付金事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日から起算して 1 か月を経過した日又は交付金事業が完了した日が属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、別紙様式 8 による報告書を消費者庁長官に提出して行わなければならない。ただし、交付金対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、事業年度終了実績報告は、翌年度の 4 月 30 日までに別紙様式 9 による報告書を消費者庁長官に提出して行わなければならない。

- 2 第 6 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした各県知事は、前項の報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

(交付金の額の確定及び返還)

第 12 消費者庁長官は、第 11 の事業実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容（第 9（1）に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、各県知事に通知するものとする。

- 2 消費者庁長官は、第 11 の事業実績報告に基づき交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を付して、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（当該県及び市町村等が当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は 90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%

の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

- 第13 各県知事は、第12第1項の規定に基づく交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式10による報告書により速やかに消費者庁長官に報告しなければならない。
- 2 消費者庁長官は、前項の報告を受けた場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の返還については、第12第3項の規定を準用する。

(交付金の支払)

- 第14 交付金は、第12の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。
- 2 各県知事は、前項の規定により交付金の概算払を受けようとするときは、別紙様式11による概算払請求書を消費者庁長官に提出しなければならない。
- なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書の規定に基づく、財務大臣との協議が整った日以降とする。

(是正のための措置)

- 第15 消費者庁長官は、第11の事業実績報告を受けた場合において、交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを各県知事に対して命ずるものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第16 消費者庁長官は、第9（3）の交付金事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。
- (1) 交付金事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく消費者庁長官の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 交付金事業実施主体が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 交付金事業実施主体が、交付金事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 消費者庁長官は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部を国庫に返還することを命ずるものとする。

- 3 消費者庁長官は、第1項(1)から(3)までの場合による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(財産の管理等)

- 第17 交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- 2 交付金事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに交付金事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上のものについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定めている耐用年数を経過するまで、消費者庁長官の承認を受けずに、この交付金事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- 3 前項において、消費者庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(間接交付金交付の際付すべき条件)

- 第18 各県知事は、交付金事業を行う市町村等に交付金を交付するときは、第4、第7から第17までに準ずる条件を付さなければならない。

(間接交付金の支払)

- 第19 各県知事は市町村等から支払請求があった場合であって第14に規定する支払を受けたときは、遅滞なく、間接交付金を市町村等に支払わなければならない。

(その他)

- 第20 特別の事情により、第5、第6及び第11に定める算定方法、手続によることができない場合には、消費者庁長官の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附則（平成 30 年 3 月 28 日消教地第 123 号）

この要綱は、改正の日から施行する。ただし、第11は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 31 年 3 月 28 日消教地第 154 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙様式1)

第 号
平成 年 月 日

消費者庁長官 ○○ ○○殿

○○県知事 ○○ ○○

地方消費者行政推進交付金（東日本大震災復興特別会計）の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- | | | |
|--------------------|---|----|
| 1 交付申請額 | 金 | 千円 |
| 2 交付金事業経費所要額調書（別紙） | | |
| 3 関係書類 | | |
| (1) 歳入歳出予算（見込み）書抄本 | | |
| (2) その他参考となる書類（別添） | | |

(別紙)

交付金事業経費所要額調書

交付金事業に要する経費 の支出予定額	第5により算出された合計 額	交付金所要額
千円	千円 (消費者庁記入欄)	千円 (消費者庁記入欄)

交付金事業に要する経費の支出予定額詳細

主な経費区分	支出予定額
1. 食品等の放射性物質検査等に係る事業	千円
2. 東日本大震災に伴う消費生活相談への対応に係る事業	千円
3. その他の東日本大震災に伴う緊急対応に係る事業	千円

(注) (交付金の算定方法) 第5の算定の際の参考とする。

(別紙様式 2)

消教地第 号

地方消費者行政推進交付金（東日本大震災復興特別会計）交付決定通知書

〇〇県知事 殿

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇号で申請のあった地方消費者行政推進交付金（東日本大震災復興特別会計）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第 8 条の規定により通知する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

消費者庁長官

印

- 1 交付金の交付の対象となる経費は、平成〇年〇月〇日付消教地第〇号消費者庁長官通知の別紙「地方消費者行政推進交付金（東日本大震災復興特別会計）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）第 4 に定める経費である。
 - 2 交付金の額は、次のとおりである。ただし、交付対象経費の内容が変更された場合において、交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。
- | | | |
|-------|---|----|
| 交付金の額 | 金 | 千円 |
|-------|---|----|
- 3 この交付金は、交付要綱第 8 から 10 までに掲げる事項を条件として交付するものである。
 - 4 交付対象事業に係る実績報告は、交付要綱第 11 に定めるところにより行わなければならない。
 - 5 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成〇〇年〇〇月〇〇日とする。

(別紙様式3)

第 号
平成〇年〇月〇日

地方消費者行政推進交付金（東日本大震災復興特別会計）申請取下届出書

消費者庁長官 〇〇 〇〇殿

〇〇県知事 〇〇 〇〇

平成〇〇年〇月〇日付〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のありました標記交付金については、下記のとおり不服があるので、地方消費者行政推進交付金（東日本大震災復興特別会計）交付要綱第8の規定に基づき、交付申請を取り下げます。

記

- 1 交付申請年月日及び番号
- 2 交付金の額
- 3 不服のある交付の決定の内容又は交付決定に付された条件
- 4 取り下げる理由

(別紙様式4)

第 号
平成〇年〇月〇日

地方消費者行政推進交付金（東日本大震災復興特別会計）変更（中止又は廃止）承認
申請書

消費者庁長官 〇〇 〇〇殿

〇〇県知事 〇〇 〇〇

平成〇〇年〇月〇日付〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、地方消費者行政推進交付金（東日本大震災復興特別会計）交付要綱第〇（〇）の規定に基づき申請する。

記

- 1 変更（中止又は廃止）の内容
- 2 変更（中止又は廃止）を必要とする理由
- 3 変更後の交付金事業に要する経費、交付対象経費及び交付金の配分額
（新旧対比）
- 4 その他参考となる書類
- 5 同上の算出基礎
別紙1 交付金事業経費所要額調書（変更）

（注）中止又は廃止にあつては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

別紙1については、経費の配分の変更を伴わない変更の場合は、省略可とする。

(別紙 1)

交付金事業経費所要額調書 (変更)

	交付金事業に要する経 費の支出予定額	第 5 により算出された 合計額	交付金所要額
変更前	千円	千円 (消費者庁記入欄)	千円 (消費者庁記入欄)
変更後	千円	千円 (消費者庁記入欄)	千円 (消費者庁記入欄)

交付金事業に要する経費の支出予定額詳細

主な経費区分	支出予定額 (変更前)	支出予定額 (変更後)
1. 食品等の放射性物質検査等に係る事業	千円	千円
2. 東日本大震災に伴う消費生活相談への対応に係る事業	千円	千円
3. その他の東日本大震災に伴う緊急対応に係る事業	千円	千円

(注) (交付金の算定方法) 第 5 の算定の際の参考とする。

(別紙様式5)

地方消費者行政推進交付金（東日本大震災復興特別会計）調書
平成〇〇年度 内閣府所管

国		都道府県						備考
歳出 予算 科目	交付 決定 額	歳入			歳出			
		科 目	予 算 現 額	収 入 見込額	科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで）を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあっては款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、当初予算額、補正予算額の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 5 交付金分について記載すること。

(別紙様式 6)

第 号
平成〇年〇月〇日

消費者庁長官 〇〇 〇〇殿

〇〇県知事 〇〇 〇〇

地方消費者行政推進交付金（東日本大震災復興特別会計）交付要綱第 9（7）に基づ
く交付金事業実施状況報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり提出する。

- 1 交付金事業実施状況報告
別紙のとおり
- 2 関係資料
 - （1）当該年度の歳入歳出決算（見込み）書抄本
 - （2）その他参考となる資料

(別紙様式 7)

第 号
平成〇年〇月〇日

地方消費者行政推進交付金（東日本大震災復興特別会計）事業事故報告書

消費者庁長官 〇〇 〇〇殿

〇〇県知事 〇〇 〇〇

平成〇〇年〇月〇日付〇〇第〇〇号で交付決定を受けた標記交付金事業について、下記の事故が発生したので、地方消費者行政推進交付金（東日本大震災復興特別会計）交付要綱第 10 の規定により、下記のとおり報告する。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 交付金事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった措置
- 5 交付金事業の遂行及び完了の予定
- 6 添付書類
事故に係る事業の種目ごとに上記の各項目が分かる資料

(別紙様式8)

第 号
平成○年○月○日

消費者庁長官 ○○ ○○殿

○○県知事 ○○ ○○

地方消費者行政推進交付金（東日本大震災復興特別会計）の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付精算額 金 円
- 2 交付金事業実施状況調書（別紙）
- 3 関係書類
 - （1）歳入歳出決算（見込み）書抄本
 - （2）その他参考となる書類

(別紙)

交付金事業実施状況調書

事業名	実施期間	支出状況	事業実施状況	支出額うち 市町村等事業
1. 消費生活相談 機能整備・強化事業		円		円
2. 消費生活相談 員養成事業		円		円
3. 消費生活相談 員等レベルアップ 事業		円		円
4. 消費生活相談 体制整備事業		円		円
5. 市町村等の基 礎的な取組に対す る支援事業		円		円
6. 地域社会にお ける消費者問題解 決力に関する事業		円		円
7. 消費者安全法 第47条第2項の規 定に基づく法定受 託事務		円		円
合計額		円		円

(別紙様式9)

第 号
平成〇年〇月〇日

消費者庁長官 〇〇 〇〇殿

〇〇県知事 〇〇 〇〇

地方消費者行政推進交付金（東日本大震災復興特別会計）の事業年度終了実績報告に
ついて

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- | | | | |
|---|---------------------|---|---|
| 1 | 年度内実施額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付金事業年度終了実施状況調書（別紙） | | |
| 3 | 関係書類
参考となる書類 | | |

(別紙)

交付金事業年度終了実施状況調書

事業名	実施期間	年度内実施額	事業実施状況	年度内実施額 うち市町村等 事業
1. 消費生活相談 機能整備・強化事 業		円		円
2. 消費生活相談 員養成事業		円		円
3. 消費生活相談 員等レベルアップ 事業		円		円
4. 消費生活相談 体制整備事業		円		円
5. 市町村等の基 礎的な取組に対す る支援事業		円		円
6. 地域社会にお ける消費者問題解 決力に関する事業		円		円
7. 消費者安全法 第 47 条第 2 項の 規定に基づく法定 受託事務		円		円
合計額		円		円

(別紙様式 10)

第 号
平成〇年〇月〇日

消費者庁長官 〇〇 〇〇殿

〇〇県知事 〇〇 〇〇

地方消費者行政推進交付金（東日本大震災復興特別会計）に係る消費税等仕入控除税
額報告書

平成〇〇年〇月〇日付〇〇第〇〇号で交付決定を受けた標記交付金について、地方消費者行政推進交付金（東日本大震災復興特別会計）交付要綱第 13 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 地方消費者行政推進交付金（東日本大震災復興特別会計）交付要綱第 12 第 1 項
の規定による交付金の額の確定額
(平成〇〇年〇月〇日付〇〇第〇〇号による額の確定通知額)

	金	円
--	---	---
- 2 交付金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額

	金	円
--	---	---
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額

	金	円
--	---	---
- 4 交付金返還相当額（3 の金額から 2 の金額を減じて得た額）

	金	円
--	---	---
- 5 添付書類
※事業実施主体ごとの内訳資料その他参考となる資料記の各項目が分かる資料

(別紙様式 1 1)

第 号
平成○年○月○日

消費者庁長官 ○○ ○○殿

○○県知事 ○○ ○○

地方消費者行政推進交付金概算払請求書

平成 年 月 日付消教地第○号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記により金 円を概算払によって交付を受けるため、地方消費者行政推進交付金（東日本大震災復興特別会計）交付要綱第14第2項の規定により、下記のとおり請求する。

区分	交付決定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残高 A－(B+C)	事業完了予定 年 月 日
	円	円	円	円	